

令和5年1月19日
福島県保健福祉部社会福祉課

福島県災害義援金配分委員会の書面決議結果について

下記議題について書面決議した結果、令和4年3月福島県沖地震災害義援金の配分の対象と基準等を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- ・ 議 題 令和4年3月福島県沖地震災害義援金配分について

(別紙)

令和4年3月福島県沖地震災害義援金配分について

福島県災害義援金配分委員会は、令和4年3月福島県沖地震に伴う義援金について下記のとおり配分額を決定する。

記

1 配分地域について

災害救助法が適用された福島県内59市町村のうち、下記2の配分対象となる被害のあった19市町村

2 義援金配分額及び配分対象者（世帯）について

(1) 死者・行方不明者(1P)	1人当たり	64,600円
(2) 重傷者(0.5P)	1人当たり	32,300円
(3) 全壊（住家）(1P)	1世帯当たり	64,600円
(4) 半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）（住家）(0.5P)	1世帯当たり	32,300円

※上記(1)～(4)の被害状況に応じて市町村へ枠配分とする。

市町村は枠配分された総額の範囲内で、地域の実態に則して独自に配分基準額を設定し配分することも可能とする。

3 義援金額

(1) 現在までに寄せられた義援金額（令和4年11月30日現在）

日本赤十字社	78,878千円
共同募金会	13,294千円
<u>県分義援金</u>	<u>55,437千円</u>
受入額計	147,609千円

(2) 配分原資 147,609千円

(3) 配分総額（予定） 147,449千円

(4) 留保額（予定） 160千円 ((2)-(3))

4 市町村への配分時期

1月中旬	市町村より配分に係る請求手続き
1月中旬～下旬	所要額を各市町村に交付
1月下旬以降	市町村を通して被災者に支給